

# 電気工事業(届出)の変更届出のご案内 (建設業許可更新に係るもの)

建設業許可を更新された場合、速やかに変更内容を届けなければなりません。

## ■ 建設業許可の更新

### 1 届出に必要なもの

電気工事業に係る変更届出書(建設業許可更新に係るもの)(様式第19)  
建設業許可の写し

### 2 届出方法

持参または郵送による。

届出先：滋賀県防災危機管理局 電気担当  
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(危機管理センター4階)  
受付時間： 8:30 ~ 17:15 (土・日・祝日を除く。)


### 3 記入上の注意点

(1) 電気工事業に係る変更届出書(建設業許可更新に係るもの)(様式第19)の氏名または名称を記入する欄には、法人の方は法人名、個人の方は個人名(営業所名ではありません)を記入してください。

(2) 電気工事業に係る変更届出書(建設業許可更新に係るもの)(様式第19)の電話番号を記入する欄には、日中につながる番号を記入してください。

(3) 記入方法について、不明な点があれば、防災危機管理局電気担当(TEL:077-528-3433)までお問い合わせください。

届出の内容に不備がないか、届出前にいま一度お確かめください。

|   |            |   |
|---|------------|---|
|  | 届出・お問い合わせ先 | 滋賀県防災危機管理局 電気担当<br>〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号<br>TEL: 077-528-3433 FAX: 077-528-6037<br>E-mail: as0003@pref.shiga.lg.jp |
|---|------------|---|

# 電気工事業に係る変更届出書

(建設業許可更新に係るもの)

|        |  |
|--------|--|
| ×整理番号  |  |
| ×受理年月日 |  |

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 〒 -  
住 所

氏名または名称  
法人にあっては代表者の氏名

電話番号 ( ) -

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日および許可番号

年 月 日 特一 第 号  
年 月 日 般一 第 号

2. 変更事項の内容

| 従 前 の 内 容                 | 変 更 後 の 内 容               |
|---------------------------|---------------------------|
| 建設業法許可番号                  | 建設業法許可番号                  |
| 建設業法許可年月日<br>特一 第 年 月 日 号 | 建設業法許可年月日<br>特一 第 年 月 日 号 |
| 般一 第 年 月 日 号              | 般一 第 年 月 日 号              |

3. 変更の年月日 年 月 日

4. 変更の理由 建設業許可の更新による

5. 届出受理年月日および番号

年 月 日受理 第 号

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。